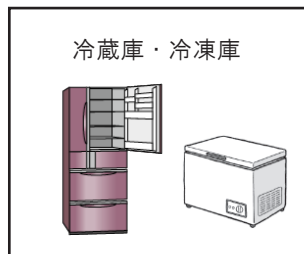
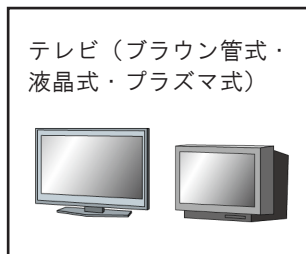
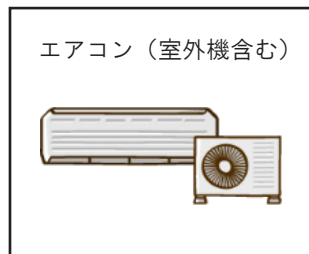


家電リサイクル

家電リサイクル法の対象となる「家電4品目」を処分する際、消費者（排出者）には、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払う義務があります。

「家電4品目」※業務用のものは対象外



【処分方法】

※ 町では、回収も処理もしません。

○ 買い替える場合

・新しい製品を購入する販売店に引き取りを依頼してください。

○ 買い替えずに処分する場合

・処分する製品を購入した販売店に引き取りを依頼してください。

○ 買い替えずに処分したいが、

購入した販売店がない場合（購入店が廃業や遠方、通信販売など）

・近くの販売店又は、町の一般廃棄物収集運搬許可業者（大崎島環境衛生社 ☎62-1236）に相談してください。

※ いずれの場合も収集・運搬料金とリサイクル料金が掛かります。

（料金については、依頼先にご確認ください。）

○ 自分で「指定引取場所」へ持ち込む場合

※ リサイクル料金が掛かります。

・郵便局で家電リサイクル券を購入してください。

・リサイクル券と廃家電を「指定引取場所」へ持ち込んでください。

・「指定引取場所」は、家電リサイクル券センターのホームページ上でご確認ください。

※ 町内には、「指定引取場所」はありません。

【家電リサイクルについて詳しくは】

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

<https://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>

☎0120-319-640（9：00～18：00 日曜・祝日を除く）

・メーカー別リサイクル料金 ・指定引取場所一覧 ・家電リサイクル券の手続き方法 など